

# 福井県歯と口腔の健康づくり推進条例に係る取組事項および実施状況

(福井県歯と口腔の健康づくり推進条例第 12 条に基づく公表)

令和 4 年 3 月  
福 井 県

## 1 基本方針（条例第11条関係）

県は、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項に関し、必要な施策を講ずるものとする。

- 一 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集および知識の普及啓発の推進
- 二 妊娠期から子育て期までにおける歯科健診および歯科保健指導の受診促進
- 三 口腔機能を獲得する乳幼児期および学齢期におけるフッ化物応用等の科学的根拠に基づくむし歯予防の推進
- 四 学齢期におけるセルフケアの定着の推進
- 五 成人期における定期的な歯科健診の受診促進
- 六 高齢期におけるオーラルフレイル予防を通じた摂食嚥下障害の予防、歯と口腔機能の維持の支援および定期的な歯科健診の受診促進
- 七 障がい者、介護を必要とする高齢者、退院支援を必要とする患者その他の定期的な歯科健診または歯科医療の受診が困難な者に対して、定期的な歯科健診または歯科医療を提供するための福祉関係者との多職種連携の推進
- 八 介護保険施設に協力歯科医の設置を奨励し、歯科医師および歯科衛生士が介入した施設入居者の適切な口腔機能管理の推進
- 九 児童虐待の早期発見の促進のため教育保育関係者、福祉関係者および歯科医療等業務従事者との連携の推進
- 十 スポーツ外傷の予防の観点から、教育保育関係者およびスポーツ関係者との連携によるアスリートの口腔機能の傷害防止の推進
- 十一 周術期、生活習慣病、認知症等における口腔機能管理を適切に行うための医歯薬連携体制の構築の推進
- 十二 歯と口腔の健康づくりならびに食育および生活習慣病の関連性に関する情報の提供の推進
- 十三 災害発生時の歯科医療または歯科保健の提供体制の整備の推進
- 十四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第6条第1項に規定する感染症の発生時における歯科医療体制の整備および医療物資の確保
- 十五 歯科医療等業務従事者の確保ならびにこれらの者の知識および技能の向上
- 十六 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを図るために必要な施策の推進

## 参考1：施策の実施状況の公表（第12条関係）

知事は、毎年度、歯と口腔の健康づくりに関する施策の実施状況を公表するものとする。

## 2 令和3年度における歯と口腔の健康づくり取組状況

関連事業名	最終予算額 (単位：千円)	実施概要（担当課）
1 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集および知識の普及啓発の推進		
県民の歯を守る 週間事業	720	6月4日から10日の「県民の歯を守る週間」において口の健康に関する正しい知識の普及のため新聞広告を掲載および県民向けポスターを作成し、市町等に配布 (健康政策課)
福井県歯科保健 大会	329	いい歯の日（11月8日）に合わせ、健康な歯づくりの推進のために、専門家による公開講座や正しいブラッシングの動画公開の他、「高齢者よい歯のコンクール」等の表彰を実施 ・一般公開講座：動画配信（WEB開催、10月31日～11月15日） ・表彰式（11月7日） (健康政策課)
2 妊娠期から子育て期までにおける歯科健診および歯科保健指導の受診促進		
マイナス1歳から のむし歯予防事業	2,569	出産前後の母親の口腔内の衛生状態を保ち、乳幼児のむし歯の罹患を予防するため妊産婦無料歯科健診を実施 ・チラシ：9,400枚 ポスター640枚 ・配布先：産科医療機関、市町、保育所、認定こども園、幼稚園 (健康政策課)
ファミリー歯科健 診事業	3,862	モデル地区（敦賀市・越前市）において、1歳6か月児歯科健診を受診した幼児の父親や子育てに関わる祖父母等を対象に、無料歯科健診と子どもの接し方等の保健指導を実施 (健康政策課)
3 口腔機能を獲得する乳幼児期および学齢期におけるフッ化物応用等の科学的根拠に基づくむし歯予防の推進		
フッ化物洗口 実施事業	5,475	就学前の保育所・認定こども園・幼稚園児を対象にフッ化物洗口を実施 ・実施施設：118施設 未実施施設に対し、歯科医師が直接出向きリーフレット等を用いて、フッ化物洗口を勧奨 (健康政策課)
4 学齢期におけるセルフケアの定着の推進		
子どもの歯の健康 プロジェクト	960	「めざそう歯みがき名人」リーフレットを配付し、正しい歯みがき方法やフッ化物応用等について周知 配布先：小学1、2年生 実績：県内全小学校および特別支援学校小学部に配布 (保健体育課、福井県学校保健会)

		<p>秋に追加歯科検診を実施し状態観察とむし歯治療を勧告 対象：小学1、4年生 実施校数：156校 (保健体育課)</p>
福井県歯の健康づくり推進事業	—	<p>むし歯予防等、歯・口の健康づくりに関する優秀な取り組みを表彰（県よい歯の健康づくり推進学校表彰） 表彰校：5校 (保健体育課、福井県学校保健会)</p>
5 成人期における定期的な歯科健診の受診促進		
健康増進事業 (歯周歯科健診)	37,787	<p>各市町において節目年齢（40、50、60、70歳）対象者に対する歯科健診を実施 (健康政策課)</p>
6 高齢期におけるオーラルフレイル予防を通じた摂食嚥下障害の予防、歯と口腔機能の維持の支援および定期的な歯科健診の受診促進		
フレイル予防事業	—	<p>フレイル予防事業の一環として全市町でフレイルチェックを実施し、オーラルフレイル状況の確認および改善指導を実施 各市町フレイルチェック回数・参加者数 回数：80回、参加者数：1,029人（R3.12末） (長寿福祉課)</p>
後期高齢者歯科健康診査事業	1,395	<p>後期高齢者広域連合が実施する後期高齢者歯科健診・訪問歯科健診に対し検査費等を補助 (健康政策課)</p>
ファミリー歯科健診事業（再掲）	3,862	<p>モデル地区（敦賀市・越前市）において、1歳6か月児歯科健診を受診した幼児の父親や子育てに関わる祖父母等を対象に、無料歯科健診と子どもの接し方等の保健指導を実施 (健康政策課)</p>
7 障がい者、介護を必要とする高齢者、退院支援を必要とする患者その他の定期的な歯科健診または歯科医療の受診が困難な者に対して、定期的な歯科健診または歯科医療を提供するための福祉関係者との多職種連携の推進		
在宅口腔ケア応援センター運営事業	9,968	<p>県歯科医師会に在宅口腔ケア応援センターを設け、研修等により多職種間の連携を促進 (長寿福祉課)</p>
心身障がい児者歯科診療所運営事業	10,000	<p>心身障がい児（者）を対象とする歯科診療所（福井口腔保健センター）の運営に対して補助を実施 ・委託先：福井県歯科医師会 ・診療日：毎週水曜日、木曜日および「虫歯予防デー」を含む一週間 ・診療日数：年間102日 (障がい福祉課)</p>

8 介護保険施設に協力歯科医の設置を勧奨し、歯科医師および歯科衛生士が介入した施設入居者の適切な口腔機能管理の推進		
在宅口腔ケア応援センター運営事業	9,968	在宅口腔ケア応援センター等を通して、要介護者の口腔ケア推進を図る  (長寿福祉課)
9 児童虐待の早期発見の促進のため教育保育関係者、福祉関係者および歯科医療等業務従事者との連携の推進		
連携の推進	—	市町、保育所職員や歯科医療等業務従事者により、極端な歯垢沈着などの歯科疾患による生活習慣の乱れやネグレクトの疑いを確認した場合は、児童虐待通告を行うとともに、関係部署と情報を共有、連携し、児童虐待の早期発見に努めるよう周知徹底  (子ども家庭課)
10 スポーツ外傷の予防の観点から、教育保育関係者およびスポーツ関係者との連携によるアスリートの口腔機能の傷害防止の推進		
スポーツ医・科学研究推進事業	5,963	福井県スポーツ医・科学委員会のスポーツデンティスト部会において、選手の要望に応じてスポーツマウスガードを作製 令和3年度 実績なし  (保健体育課)
障がい者スポーツ情報発信事業	124	しあわせ福井スポーツ協会ホームページに口腔ケアについての記事を掲載し、周知を図る しあわせ福井スポーツ協会機関誌に、口腔ケアについてのコラムを掲載し、スポーツ時におけるマウスガードの積極的な装着を呼び掛ける  (スポーツ課)
11 周術期、生活習慣病、認知症等における口腔機能管理を適切に行うための医歯薬連携体制の構築の推進		
在宅ケアサポートセンター事業	17,167	県医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会に在宅医療サポートセンターを設け、研修を通じた医歯薬栄および介護との連携体制を構築 歯科を含む多職種研修会 2回(12月)開催  (長寿福祉課)
医歯薬連携体制の推進	—	「福井県糖尿病性腎症重症化予防プログラム※」に基づき糖尿病患者で歯周病が疑われる者に対して歯科医療機関への受診勧奨を実施  ※保険者による糖尿病性腎症重症化予防の取組を一層推進していくため県医師会、県糖尿病対策推進会議、県の三者で策定したもの。  (健康政策課)

1 2 歯と口腔の健康づくりならびに食育および生活習慣病の関連性に関する情報の提供の推進		
情報提供	—	<p>子どもの歯の形成に必要な栄養素を含み、噛み応えに配慮した、砂糖が少ない「間食レシピメニューブック」を県ホームページで公表</p> <p>11月の世界糖尿病デーに合わせた糖尿病啓発イベントにおいて県歯科医師会と協力し歯周病と糖尿病の関連性等について情報提供</p> <p>(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康相談は未実施) (健康政策課)</p>
1 3 災害発生時の歯科医療または歯科保健の提供体制の整備の推進		
災害備品の整備	—	<p>歯科医療または口腔ケア等の歯科保健活動に必要なポータブルユニット（携帯型歯科用ユニット）やオートクレーブ（滅菌装置）等の器具・器材を整備し、災害時における歯科保健医療の提供体制を確保</p> <p>・福井県歯科医師会、敦賀市歯科医師会に整備（令和2年度） (健康政策課)</p>
1 4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第6条第1項に規定する感染症の発生時における歯科医療体制の整備および医療物資の確保		
感染制御ネットワーク整備事業	594	<p>福井県感染制御ネットワーク（事務局：福井大学病院）において、医療従事者を対象に院内感染対策の研修会を開催（年2回）するとともに、医療機関からの相談体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月18日：155名</li> <li>・ 11月19日：154名</li> </ul> <p>(保健予防課)</p>
1 5 歯科医療等業務従事者の確保ならびにこれらの者の知識および技能の向上		
歯科医療安全管理体制推進特別事業	459	<p>県内の歯科医療機関を対象とした医療安全研修会（医療安全の必要性、インシデント収集、医療安全システムの構築、全身管理の知識等）を、年2回実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託先：（一社）福井県歯科医師会</li> <li>・ 研修対象：県内の歯科医療機関 約300機関</li> <li>・ 研修内容：大学教授や医療安全学会員を講師とした講演会</li> </ul> <p>(地域医療課)</p>